

平成30年9月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成30年9月総会

萩市農業委員会総会議事録

9月19日(水) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第50号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について

議案第51号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

欠席	佐伯泰資	2番	吉村剛
3番	中村博和	4番	矢次利典
5番	長富繁美	欠席	藤田芳昭
7番	烏田茂夫	8番	鈴川肇
9番	田村廣	欠席	原田知美
11番	小野村壽美夫	12番	吉村榮子
13番	守永正範	14番	原川久美子
15番	品川民雄	16番	岡崎弘明
17番	松田由美子	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

7番 烏田 茂夫

11番 小野村 壽美夫

○議 事

事務局長 只今から、平成30年9月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 烏田委員、11番 小野村委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

関連がありますので、第1項と第2項は同時審議といたします。

第1項と第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第47号についてご説明します。第1項及び2項は関連がありますので、あわせてご説明します。

まず第1項の申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積2,222㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は8,590㎡で内容は田及び畑です。

続いて第2項の申請地は萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積2,504㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は819㎡で内容は畑です。

ともに権利の種類は所有権移転で、譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが病気療養が必要となり、今後の耕作が難しく、農業後継者もいっしょにいないことから、当該農地に隣接する譲受人の●●●さん及び●●●さんに譲渡の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

第1項の譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で田と畑あわせて約8町6反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん、奥さんそれぞれ90日です。

第2項の譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で畑約8畝を耕作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん60日、奥さんが20日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については9月6日、●●●地区担当の●●●委員さんと●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

第1項の申請地は●●●で●●●から西に約1.6kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

第2項の申請地は●●●で●●●から西に約1kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、第1項は●●●さんが申請地の隣の農地を所有され耕作されていることから、取得後も所有の農地と同様に水田として利用される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、草刈り機を所有されています。

続いて第2項の営農計画ですが、申請地は●●●さんの自宅に隣接しています。取得後は水田として利用される予定です。

農機具の保有状況は、軽トラック1台、草刈り機を所有されています。なお、当面はトラクター、田植機は借りられる予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

9 番 9月6日に、事務局2名と●●●推進委員さんと現地を確認しました。事務局の説明のとおりであります。●●●さんをご病気になられて、今後の耕作が難しいということで、それぞれのご自宅のすぐ近くということで話がまとまり、目の前でありますので、今後管理が充分行き届いていくのではないかと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項・第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項・第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第48号第1項についてご説明いたします。
議案は4ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

9月5日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西へ1.7km、第1種低層住居専用地域の宅地と農地が混在している地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積94㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、申請人は会社を退職されて萩市に帰る予定ですが、自宅の敷地には自家用車の駐車スペースがないため、このたび自身の畑の一部を分筆登記し、自己用駐車場とするものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は申請人の自宅が建っている宅地、北側は道路、東側・南側は自身の畑に接しているため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらが自宅で、玄関前の畑部分を駐車場とするものです。この部分は申請人の畑が残ります。

用排水計画ですが、雨水は地面の舗装を行わないため、自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、造成等を行わず、樹木を伐採し整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、申請地は●●●伝建地区内の土地であるため、樹木の伐採に係る現状変更については許可済となっています。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

16番 この件につきましては、9月5日に事務局と私とで現地調査をし

ました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。自己用の駐車場ということで、やむを得ないと思っております。自身所有の畑は、草を取って所々に山積みをされているような状態で、今から畑になっていくのではないかというのが見えております。これについては、いいことではないかと思っております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第49号第1項についてご説明いたします。
議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

9月5日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ720m、第1種低層住居専用地域の宅地化が進行する地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積595㎡、転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、宅地建物取引業者の免許を受けている●●●が、用途地域内で宅地分譲（2区画）を行うため、申請地を買い受けるものです。

（ビッグパッドに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側・東側は宅地、南側は道路に接しています。西側に夏みかん畑がございいますが、隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

（ビッグパッドに配置図を表示）

次に配置図ですが、こちらが北側で、こちらが南側の道路です。2区画の宅地分譲で、こちらに奥の敷地への進入道路を設けます。

用排水計画ですが、雨水は、進入路部分について新設の側溝と溜枥を設け、南側の道路側溝へ流入させます。汚水は発生しないため適当です。宅地分譲後に建物が建つ場合は、公共下水道へ接続予定です。

被害防除計画ですが、土地の造成等を行わず、夏みかんの木を伐採し整地します。北側・東側の宅地との境界には既存ブロック塀が設置されており、西側の畑との境界には既存の生垣に加えて、コンクリートブロック1～2段積を新設するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

16 番 この件につきましては、9月5日に事務局と私とで現地調査をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。現況は畑ということで、非常に管理が行き届いたいい状態で、もったいないと思いましたが、今後のことを考えるとやむを得な

いのではないかと考えております。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第49号第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

9月5日に、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ700m、第1種住居地域の宅地化が進行した地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積15㎡、外1筆、合計44㎡で、大字●●●番の宅地171.90㎡と合わせて、全体面積は215.90㎡で、建ぺい率は54%です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者がこのたび自己用住宅を建て替えるにあたり、敷地の拡張が必要となったことから、譲渡人に相談したところ売買の話がまとまり、転用者が買い受けることとなったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・南側は宅地、西側は道路に接し、東側は譲渡人の農地であるため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図です。こちら側が西側の道路で、敷地を拡張する部分はこちらになります。

用排水計画ですが、雨水は、溜枥を設置して西側の道路側溝へ流入させ、汚水は公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、夏みかんの木を伐採して整地のみを行い、畑との境界にはブロック塀を設けるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

16 番 この件につきましては、9月5日に事務局と私とで現地調査をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりであります。所有者の●●●さんは、自分の農地をお隣さんのために提供するというので、敷地の形状について出っ張った所もこのままでいきたいということであり、おひとりで畑を管理されるのも大変ということとで仕方がないと思い、やむを得ないと思っております。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案一1)

議長 議案第50号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。

第1項から第4項まで一括して、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第50号についてご説明いたします。

議案は8ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農林振興課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積389㎡の内12㎡、所有者は●●●の●●●さんです。

第2項、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面積1,094㎡の内12㎡、所有者は●●●の●●●さんです。

第3項、大字●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積706㎡の内12㎡、所有者は●●●の●●●さんです。

第4項、大字●●●番、地目は登記・現況とも田、面積688㎡の内6㎡、所有者は●●●の●●●さんです。

1項から4項まで、転用者は●●●番、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

これらの土地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 転用許可はいらないのですか。
公共施設ですが。

事 務 局 転用者の●●●の方から届出が出ています。中継施設、無線基地
局を設置することで、農業委員会の方から承認ということで、通知
をしております。

議 長 これは、転用許可はいらないけれど、これを建てる事によって、
周辺農地に悪影響があるといった場合には、協議をしないとけな
いということですね。

事 務 局 そうです。

議 長 報告事項ですが、他にありませんか。

議 長 発言がないようですので、以上で議案第50号の報告は終わりま
す。

(報告事案一2)

議 長 議案第51号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第51号についてご説明いたします。
議案は10ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から北西へ2.4kmに位置する大字●
●●番、登記地目は畑、面積32㎡、申請人は●●●の●●●さん
です。

申立てによると、申請地は昭和●●●年頃に作業小屋を建てて現

在に至っているとのことで、9月6日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地の一部に木造平家建の倉庫が建っており、庭として、宅地の敷地の一部として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。
以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第51号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年9月19日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 島田 茂夫

委員 小川 村 寿 夫